

日本ルーラルナーシング学会 利益相反管理体制の申し合わせ

1. 利益相反の管理について

- (1) 利益相反の自己申告は信用できる（虚偽申告ではない）ものであることを前提とする。そのため正確な申告ができるようにわかりやすい申告書になっているかを必要時点検する。
- (2) 利益相反委員会（臨時）は問題が発生した時に理事長が立ち上げる組織とする。
- (3) 客観的に判断するために外部委員を加えることができる。
- (4) 指針の違反は、研究不正などで発生する場合がほとんどである。通常は、問題があった時に利益相反委員会（臨時）を招集する。申告内容が事実と異なる場合は指針違反となる。
- (5) 利益相反委員会（臨時）は、臨時的に立ち上げるものであるため、理事長から委任を受けた理事が利益相反委員会（臨時）の委員長候補者として平常時の利益相反管理を行うことができる。

2. 学術集会における利益相反管理について

- 1) 学術集会長は、演題発表者、講演者等へ学術集会における利益相反についての開示を指示する。
- 2) 学術集协会会长は、開示状況を確認後、利益相反申請書(様式2、利益相反がある場合のみ提出)については、当該学術集会の終了までは学術集协会会长が管理する。
- 3) 学術集协会会长は、演題の査読者に、判断材料として利益相反状態を伝える必要がある。
- 4) 学術集协会会长は、学術集会終了後、利益相反申請書を本会事務局に送付し、学術集会開催日から2年間保存する。
- 5) 2年後に理事長が疑義照会等のないことを確認した上で、事務局にて速やかに削除・廃棄する。
(当該学術集会長には廃棄の連絡しない)

3. 学会誌における利益相反管理について

- 1) 学会誌における利益相反の申請書(様式2)については、投稿者が共著者分を含めて投稿時に編集委員長に届け出、編集委員長が確認の上、管理する。
- 2) 編集委員長は、投稿論文の査読者に、判断材料として利益相反状態を伝える必要がある。
- 3) 当該論文の掲載日から編集委員長が2年間保存する。
- 4) 当該論文の掲載日から2年の経過後、編集委員長が疑義照会等のないことを確認した上で、速やかに削除・廃棄する。

4. 役員・評議員等の利益相反管理について

- 1) 理事長は、任期更新時および新年度に、本会役員、評議員、学術集协会会长、各種委員会委員長・委員等の利益相反申告書の提出を求め、利益相反状態を確認し、本会事務局で2年間保存する。
- 2) 理事長は、提出時から2年の経過後、疑義照会等のないことを確認した上で、速やかに削除・廃棄する。